

## 認定個人情報保護団体からの認定業務の 実施に関する報告結果及び今後の対応

当委員会から発出した「認定業務の適正な実施に関する報告について（平成 30 年 12 月 10 日個情第 1849 号）」を受けた認定個人情報保護団体からの報告において、ナノライセンス結婚専科システム協議会及び特定非営利活動法人検定協議会の 2 団体からは、不適合とする項目に対する改善方法及び改善予定時期等について明確な回答が得られなかった。

このため、当委員会から当該 2 団体に対して「認定業務の適正な実施に関する報告について（令和元年 7 月 1 日個情第 354 号）」を発出し、改めて 7 月 19 日までに報告を求めた。

これに対し、ナノライセンス結婚専科システム協議会からは、不適合が解消した旨の報告がなされた。

一方、特定非営利活動法人検定協議会については、次のとおり不適合は解消しなかった。

### 1. 主な報告要求内容

経理的基礎について、過去 2 年間の状況が分かる書類及び今後 3 年程度における収支の見込み及びその算出根拠

### 2. 団体の反応

- ・ 7 月 16 日に当委員会に到達した報告書簡に添付された財務諸表において、本協議会が債務超過の状態に継続してあることが認められ、また認定業務を相当な期間維持することが可能な経営状態にあることを示す経理的基礎も示されなかった。
- ・ その後、本協議会側に再三説明及び合理的な対応を求めるも、本協議会側からは具体的な対応案は示されなかった。
- ・ なお、本協議会は、自らの対象事業者を示していないほか、認定個人情報保護団体連絡会にも平成 28 年度以降参加していないなど、認定団体としての実質的な活動は行っていない。

### 3. 今後の対応

- ・ 本協議会が法第 49 条第 2 号の認定基準に適合していないことは、今回の報告内容等から明らかである。
- ・ また、事務局から再三説明及び合理的な対応を求めても本協議会が対応しない状況にあることに鑑みれば、仮に法第 57 条の規定に基づく命令を行ったとしても、本協議会がこれに従うとは考えにくい。
- ・ このため、法第 58 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、認定の取消処分を行うこととし、また同条第 2 項の規定に基づき、官報において公示することとしたい。

以 上

【参照条文】

■ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（抜粋）

（認定）

第 47 条 個人情報取扱事業者等の個人情報等の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第 3 号ロにおいて同じ。）は、個人情報保護委員会の認定を受けることができる。

- 一 業務の対象となる個人情報取扱事業者等（以下「対象事業者」という。）の個人情報等の取扱いに関する第 52 条の規定による苦情の処理
- 二 個人情報等の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供
- 三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

2～3 （略）

（認定の基準）

第 49 条 個人情報保護委員会は、第 47 条第 1 項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

- 一 第 47 条第 1 項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。
- 二 第 47 条第 1 項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。
- 三 第 47 条第 1 項各号に掲げる業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって同項各号に掲げる業務が不公正になるおそれがないものであること。

（対象事業者）

第 51 条 認定個人情報保護団体は、当該認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者等又は認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者等を対象事業者としなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、対象事業者の氏名又は名称を公表しなければならない。

（報告の徴収）

第 56 条 個人情報保護委員会は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。

（命令）

第 57 条 個人情報保護委員会は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(認定の取消し)

第 58 条 個人情報保護委員会は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 第 48 条第 1 号又は第 3 号に該当するに至ったとき。
  - 二 第 49 条各号のいずれかに適合しなくなったとき。
  - 三 第 54 条の規定に違反したとき。
  - 四 前条の命令に従わないとき。
  - 五 不正の手段により第 47 条第 1 項の認定を受けたとき。
- 2 個人情報保護委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

■認定個人情報保護団体の認定等に関する指針（抜粋）

(経理的基礎を証する書類)

第 6 条 令第 19 条第 2 項第 5 号に掲げる「最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類」は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 過去 2 年程度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
- 二 認定業務を実施する 3 年程度における収支の見込み及びその算出根拠

(認定の基準)

第 7 条 認定は、令第 19 条第 1 項に規定する申請書及び同条第 2 項各号に掲げる添付書類に記載された事項について審査し、次の各号のいずれにも適合していると認められるときに行う。

二 法第 49 条第 2 号関係

イ～ロ (略)

ハ 認定業務を相当な期間維持することが可能な程度に経営状態が良好であること。

ニ 債務超過の状態にないこと。

三 (略)

以上